

技 術 者 名 簿 記 載 要 領

1. この名簿は、加古郡内(稲美町・播磨町)に本店がある者及び加古郡内の支店、営業所等に契約締結権限を委任する者のみ提出してください。
2. この名簿に記載する技術者は、申請者が直接、常時雇用する職員のうち、組合内の発注する建設工事に従事することが可能な技術者を記載してください。
3. 技術者が国家資格等を保有している場合は合格証明書等の写しを、監理技術者資格者証を交付されている場合はその写し(表面及び裏面を1枚にコピーしたものに限る。)を提出して下さい。
なお、監理技術者資格者証については、後日原本を確認します。
4. 経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿及び雇用関係を明確にできる書類（会社の健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等の写しを添付してください。（在籍証明書、賃金明細書、賃金台帳等は不可）
※ただし、経営事項審査申請後に退職等した者は、記載しないでください。
5. 経営事項審査申請時以降に職員となった者及び有資格者となった者についても、雇用関係を明確にできる書類（会社の健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等の写しを添付してください。（在籍証明書、賃金明細書、賃金台帳等は不可）
6. 「資格区分略称」の欄は、技術者が保有する資格について裏面技術資格区分表に従い該当する略称を記入してください。

＜記入例＞

一級建設機械	二級土木（土木）	一級建築
二級造園	技術士（電気）	実務経験

7. 実務経験者記入欄の「担当業種略称」欄は、「資格区分略称」の欄に「実務経験」の記載のある実務経験者についてのみ当該実務経験者が主に担当している建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当する略称を記載してください。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、その他技術者として認定されている場合のみ登録することができます。

建設業の種類	略称	建設業の種類	略称	建設業の種類	略称
土木工事業	土木	鋼構造物工事業	鋼	熱絶縁工事業	熱絶縁
建築工事業	建築	鉄筋工事業	鉄筋	電気通信工事業	電通
大工工事業	大工	舗装工事業	舗装	造園工事業	造園
左官工事業	左官	しゅんせつ工事業	しゅん	さく井工事業	さく井
とび・土工・コンクリート工事業	とび	板金工事業	板金	建具工事業	建具
石工事業	石	ガラス工事業	ガラス	水道施設工事業	水道
屋根工事業	屋根	塗装工事業	塗装	消防施設工事業	消防
電気工事業	電気	防水工事業	防水	清掃施設工事業	清掃
管工事業	管	内装仕上工事業	内装	解体工事業	解体
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	機械器具設置工事業	機械		

8. 実務経験者記入欄の「最終学校種類」は、大学・高等専門学校・高等学校・中学校等を記入してください。
9. 「監理技術者証交付番号」の欄は、監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。

技 術 者 資 格 区 分 表

	資 格 区 分	略 称
建 設 業 法	一級建設機械施工技士	一級建設機械
	二級 " (第1種～第6種)	二級建設機械
	一級土木施工管理技士	一級土木
	二級 " (土木)	二級土木 (土木)
	" (鋼構造物塗装)	二級土木 (鋼構造物)
	" (薬液注入)	二級土木 (薬液注入)
	一級建築施工管理技士	一級建築
	二級 " (建築)	二級建築 (建築)
	" (躯体)	二級建築 (躯体)
	" (仕上げ)	二級建築 (仕上げ)
	一級電気工事施工管理技士	一級電気
	二級 "	二級電気
	一級管工事施工管理技士	一級管
	二級 "	二級管
	一級造園施工管理技士	一級造園
	二級 "	二級造園
建 築 士 法	一級建築士	一級建築士
	二級 "	二級建築士
技 術 士 法	建設	技術士 (建設)
	農業	技術士 (農業)
	電気・電子	技術士 (電気)
	機械	技術士 (機械)
	水道	技術士 (水道)
	林業	技術士 (林業)
	衛生工学	技術士 (衛生)
電 気 工 事 士 法	第一種電気工事士	第一種電気
	第二種 "	第二種電気 ※
	電気主任技術者 (第1種～第3種)	電気主任 ※
電 気 通 信 事 業 法	電気通信主任技術者	電気通信主任 ※
消 防 法	甲種消防設備士	甲種消防
	乙種 "	乙種消防
水 道 法	給水装置工事主任技術者	給水 ※
職 業 能 力 開 発 促 進 法	一級技能士	一級技能
	二級 "	二級技能 ※
	建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ該当	実務経験

※の場合は、技術者の要件として建設業法関係告示に定められた実務経験が必要となります。